



日米交渉による市場再構築

1989

平成



地方の入札改革と総合評価方式の推進

昭和61年 米国USTRが関空プロジェクトの国際公開入札の申入れ一般競争の導入、建設市場の外国企業への開放、独禁法の強化日米建設協議

昭和63年 MPA (Major Project Arrangement) 導入

昭和60(1985)年にプラザ合意があり、翌61(1986)年、市場の国際化の要求の一貫として日米建設協議が始まる。アメリカ政府から、関西国際空港の建設にアメリカ企業を参加させる要求があり、昭和63年にMPAという形で、外国企業が日本市場に習熟するための特例措置として、プロジェクトを選び外国企業の参入を認める仕組みをつくった。MPAの対象は当初17プロジェクトだったが日米構造問題協議と平行してレビューが行われ、17プロジェクトを追加し34プロジェクトになった。米国企業は、相当の額の受注実績になった。

- ・特定公共プロジェクト  
羽田空港沖合展開Ⅲ期、新広島空港、明石海峡大橋、横浜みなとみらい等
- ・特定民間プロジェクト  
関西国際空港、東京湾横断道路、NTT新宿ビルなど

米軍横須賀基地工事入札談合、公取委摘発

横須賀の米海軍基地工事の談合事件で公取委の調査が入った。これは警告及び課徴金ということで決着したが、さらにアメリカ政府から関係者に対して損害賠償請求が出されている。こうした背景を受け、平成2(1990)年に日米構造協議の最終報告書が作成され、「排他的取引慣行」に対する独禁法の適用強化が盛り込まれた。この中で公取委が刑法に基づく告発を積極的に行うことを「告発方針」として公表した。独禁法の適用のみならず価格カルテル・入札談合に対する刑事罰の適用に積極的な姿勢を示し、これ以降大きな入札談合の摘発が続く結果となる。平成3年に独占禁止法が改正され、課徴金の算定率1.5%を4倍の6%に引き上げた。罰金額の上限を500万円から1億円へ大幅に引き上げている。日米構造協議の結果が独占禁止法の規制力強化につながったのである。



新都市舎建設工事の指名競争入札で入札する建設業者たち

平成2年 日米構造協議最終報告、公取委「刑事告発方針」

埼玉土曜会事件、公取委摘発

平成3年 独禁法改正 課徴金、法人刑事罰の引上げ

平成4年 中建審答申

指名競争入札を基本とし、一般競争入札の導入は引き続き検討

平成5年 ゼネコン汚職事件、(仙台市、茨城県、宮城県の首長逮捕)

市場開放・独禁法運用強化と入札契約制度の大改革  
ガット・ウルグアイラウンド政府調達交渉妥結(12月)  
中建審建議(12月)

→一般競争入札の原則へ回帰  
(明治33(1900)年勅令での指名競争導入以来)  
・工事完成保証人制度の廃止、技術提案総合評価方式の導入等

平成6年 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」  
→大規模工事に一般競争入札

90年ぶりの入札契約制度大改革  
公取委 「事業者及び事業者団体に関する独禁法上の指針」

平成6年に独禁法運用強化の一環として「事業者、事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(入札ガイドライン)を策定し、どのような行為が問題になるのかを示した。昭和59(1984)年の事業者団体のガイドラインは廃止された。

平成6年 下水道事業団談合事件  
発注側職員を刑事告発



ガラス張りに作られた松江市の公共工事入札室

平成10年 中建審建議

民間の技術力を活用する多様な入札・契約方式の導入(VE、総合評価方式、設計・施工一括発注方式)

建設省、予定価格の事後公表開始

平成13年 入札契約適正化法の施行

本法に基づく発注者ガイドライン「適正化指針」により地方公共団体に改革を迫る。公共団体に行えば、事前公表によって組織内部から談合関係者を出すことへの予防措置になる。一方でロアリミットを公表することにもなり、いわゆるくじ引き落札が多発する。談合をやりにやすくするといった意見もあった。

北海道上川支庁農業土木工事談合事件(発注者が関与)

平成14年 官製談合防止法の制定

岩見沢市官製談合事件

平成16年 関東地建、近畿地建pc橋官製談合

平成17年 橋梁談合事件  
官製談合防止法の強化

平成17年4月 「公共工事品質確保法」施行  
「価格と品質が総合的に優れた調達」への転換

落札価格の低落にともなう公共工事の品質不安に対処するための立法措置であり、「価格及び品質が総合的に優れた調達」を基本理念として掲げ、総合評価落札方式を基本的な落札方式にしようという意図がある。

総合評価方式の本格導入

平成18年1月 改正独禁法の施行  
(課徴金引上、課徴金減免制度の導入)

主要な改正点は、課徴金の引き上げ(6%から10%)、公取委に犯則調査権限が付与され、裁判所の令状をとって強制立ち入りができるようになったこと、課徴金の減免制度、リーニエンシーの創設である。

国土交通省 ダンピング防止策を強化

- 4月 主要建設業団体 旧来のしきたりからの決別宣言  
和歌山、宮崎、福島県知事逮捕
- 12月 全国知事会  
「都道府県の公共調達改革に関する指針」公表

ダンピング対策

平成18年12月 「緊急公共工事品質確保対策について」

具体的な一定基準以下の落札案件に対して厳格な重点調査を実施。

- 施工体制確認型総合評価方式  
調査基準価格を下回った場合は、施工体制評価点を獲得することが極めて困難であるため、評価値が調査基準価格以上の価格で入札した者より上回ることはほとんどできない。
- 低入札価格特別重点調査  
極端な低入札について、積算の内訳が合理的かつ現実的なものかを徹底して調査するものであり、多くの場合それを証する書面の提出が困難なため、入札を辞退。

平成20年3月 「公共工事の品質確保に関する当面の対策」

- この中で、ダンピング対策を含む入札制度に関して以下を示している。
- ①総合評価方式の徹底
  - ②不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止
  - ③契約等の対等な関係の構築

- 国の調達  
20年度から原則総合評価方式を実施  
施工体制確認型の拡大  
実勢価格を予定価格に反映、調査基準価格の見直し等

- 地方の調達  
予定価格や調査基準価格等の適切な見直し  
予定価格等の事後公表への移行促進等

平成25年 「地域の建設産業及び入札契約制度のあり方検討会議」設置

